

センター的機能による巡回相談・教育相談の実施について

埼玉県立川口特別支援学校

1 目的

地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮するため、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校等の幼児児童生徒、保護者、または教育を担当する教員に対して必要な助言や適切な支援内容について協議・検討をする。

2 対象

主に本校の学区内に在籍する幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校及び関係する教育機関等(以下小・中学校等)の幼児児童生徒で、発達上教育的ニーズのある方。

3 内容

小・中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教員等に対して必要な助言又は支援し、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりする。基本的には、県立特別支援学校のセンター的機能ガイドライン(埼玉県教育委員会 H21.3)に基づいて行うこととする。

県立特別支援学校のセンター的機能ガイドラインより抜粋

- (1) 小・中学校等の教員への支援機能
- (2) 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- (3) 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- (4) 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- (5) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員に対する研修協力機能
- (6) 地域の障害のある幼児児童生徒への施設設備等への提供機能

4 実施手順

(1) 巡回による教育相談

- ① 日程調整：所属先は相談内容を確認の上、管理職を通して本校へ日程調整の電話連絡を行う。
- ② 書類作成：所属先は派遣文書・相談票・チェックリスト(ほんとうの私をみつけて Ver.2)を作成し、巡回訪問までに本校へ送付する。

※上記②についての書類は本校ホームページの巡回相談に書式を記載。

<https://kawaguchi-sh.spec.ed.jp/>



(2) 来校による教育相談

巡回による教育相談に準じて行う。

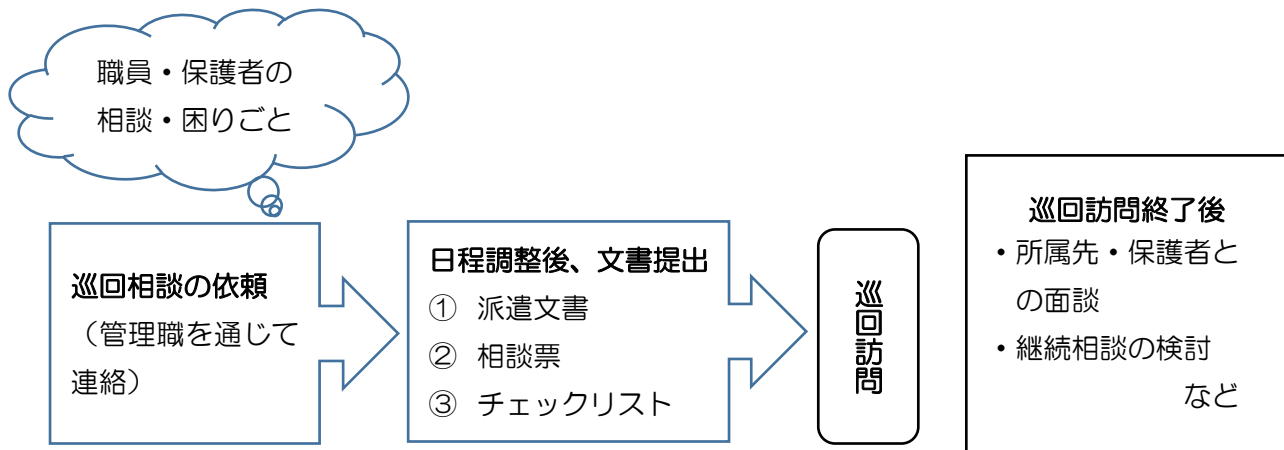
5 巡回訪問時の主な内容

- (1) 打ち合わせ：授業観察開始前に伺い、所属先（管理職、コーディネーター、担任等）と打ち合わせを行う。
- (2) 授業観察：対象児1名につき1時間程度の授業等観察を実施する。
- (3) 振り返り：所属先と支援内容や方法について話し合う。

6 巡回訪問後について

- (1) 継続相談にあたっては、個々のケースに応じて所属先との相談の上決定する。
- (2) 巡回訪問を行うにあたり受け取った個人情報、資料等については本校で責任を持って取り扱うこととする。

<巡回訪問の流れ>



<お問い合わせ>

埼玉県立川口特別支援学校

特別支援教育コーディネーター

住所：334-0073 埼玉県川口市赤井1234

TEL：048-283-4111 FAX：048-280-1027

Email：kawatokushien@spec.ed.jp